

## 永平寺町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

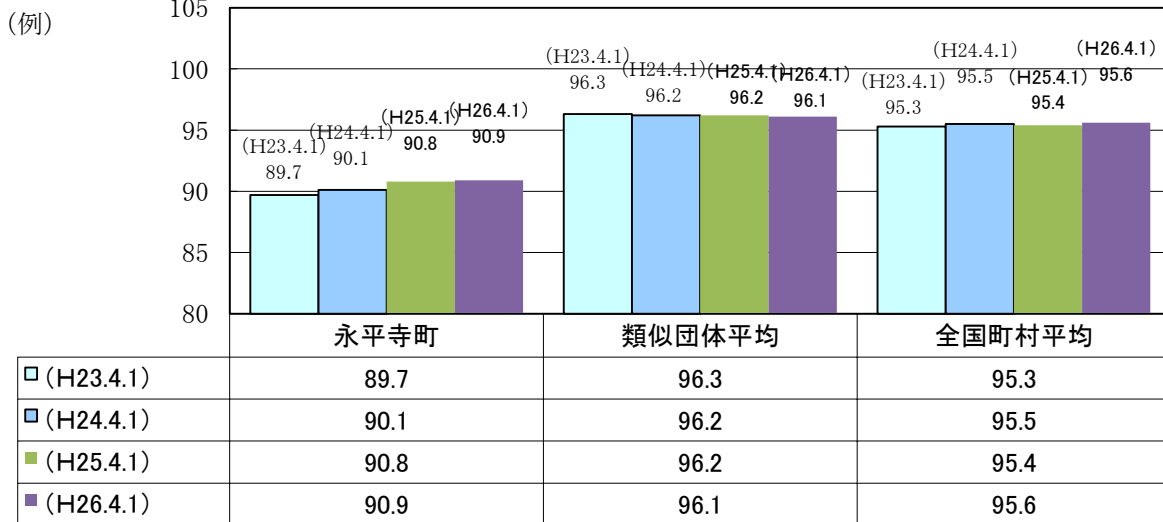
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 19,515	千円 8,911,674	千円 347,986	千円 1,842,481	% 20.7	% 23.9

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 235	千円 820,065	千円 98,520	千円 293,532	千円 1,212,117	千円 5,158	千円 5,501

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の報酬月額を100として計算した指数  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

※平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

- ①大学卒職員の平均給与が前年より上昇したため      ②大学卒職員の平均給与が前年より上昇している年が続いているため

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
26年度	円 368,209	円 367,261	円 948 (0.26%)	% 0.27	% 0.5	% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
26年度	月 4.10	月 3.95	月 0.15	月 0.15	月 4.10	月 4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容(平均引下げ率は2%、実施時期は平成27年4月1日、平成30年3月31日までの3年間の経過措置を実施)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2%引下げ。

1級(全号俸)及び2級の初任給に係る号俸は引下げなし。3級以上の級の高位号俸は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引き下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から5級・6級に号俸を増設。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

55歳超職員のみ、9%減額支給措置については、経過措置終了後廃止。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
永平寺町	44.8歳	310,198円	341,230円	336,503円
福井県	42.8歳	335,152円	409,136円	362,257円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.3歳	313,860円	360,066円	339,480円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
永平寺町	48.8歳	29人	232,265円	238,748円	238,076円	—	—	—	—
うち学校給食	46.7歳	15人	222,640円	228,140円	227,907円	調理士	45.9歳	223,400円	1.02
うち用務員	51.3歳	4人	245,525円	258,450円	258,450円	用務員	54.3歳	199,300円	1.29
うちその他	51.2歳	10人	241,400円	246,680円	245,000円	—	—	—	—
福井県	50.4歳	54人	331,778円	363,748円	350,748円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
類似団体	48.9歳	11人	287,474円	309,179円	298,822円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
永平寺町	—	—	—
うち学校給食	3,635,980円	3,010,900円	1.20
うち用務員	4,108,400円	2,747,000円	1.49
うちその他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成23～25年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### ③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
永平寺町	45.3歳	298,800円	319,580円
福井県	44.7歳	381,887円	417,691円
類似団体	40.7歳	295,820円	317,540円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（超過勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		永平寺町	福井県	国
一般行政職	大 学 卒	161,600円	178,800円	172,200円
	高 校 卒	140,100円	144,500円	140,100円
技能労務職	高 校 卒	137,200円	141,900円	—
	中 学 卒	125,400円	133,100円	—
教 育 職	大 学 卒	—	199,700円	—
	高 校 卒	—	154,900円	—

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

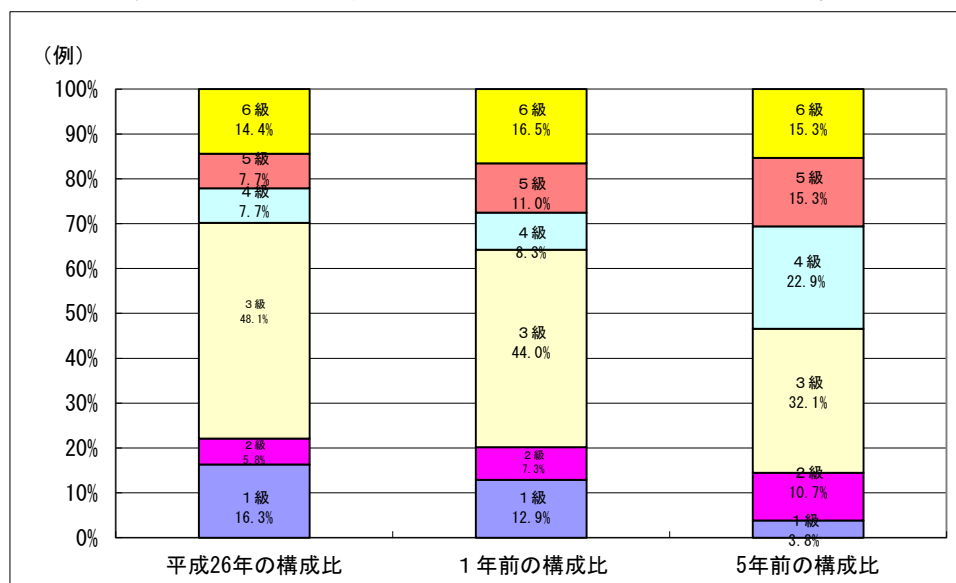
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	264,800円	329,400円	361,600円	386,100円
	高 校 卒	—	310,200円	326,600円	359,300円
技能労務職	高 校 卒	192,000円	241,500円	262,000円	274,400円
	中 学 卒	—	—	—	—
教 育 職	大 学 卒	—	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	17人	16.3%	135,600円	243,700円
2級	主事	6人	5.8%	185,800円	307,800円
3級	課長補佐・主査	50人	48.1%	222,900円	354,700円
4級	課長補佐	8人	7.7%	261,900円	388,300円
5級	課長・参事	8人	7.7%	289,200円	400,600円
6級	課長	15人	14.4%	320,600円	429,100円

- (注) 1 永平寺町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成19年度から全職種を対象とした人事評価制度を導入し、求められる職員像を目指した人材育成に取り組んでいる。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

永平寺町		福井県		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,163千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,575千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

--

##### (2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

永平寺町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
(退職時特別昇給 制度なし)					
1人当たり平均支給額 16,630千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		900千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		26,471円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		13.77%	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
消防業務従事手当	消防吏員	救急業務	1回につき500円
		救急業務以外の消防業務	1回につき1,000円
伝染病防疫作業従事手当	保健職	伝染病等防疫作業	1日につき300円

##### (4) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	27,455千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	110千円
支給実績(24年度決算)	25,580千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	97千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円/月	同じ		20,606 千円	236,844 円
	扶養親族1人(配偶者なし) 11,000円/月	同じ			
	扶養親族1人(配偶者あり) 6,500円/月	同じ			
	扶養親族のうち、16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子(1人につき) 5,000円/月	同じ			
住居手当	借家の場合 家賃55,000円以上 27,000円/月	同じ		2,898 千円	289,800円
	家賃23,000円を超え 55,000円未満 家賃額から23,000円 を控除した額の1/2 に11,000円を加えた額	同じ			
	家賃23,000円以下 家賃額から12,000円 を控除した額	同じ			
通勤手当	交通機関等の利用者(通勤距離片道2km以上) 運賃等(定期券)相当額 (上限55,000円/月)	同じ		9,689 千円	56,331 円
	乗用車等の使用者(通勤距離2km以上) 通勤距離に応じ2,000円 から26,200円まで				
管理職手当	課長・消防署長 42,000円/月			21,929 千円	413,762 円
	参事・園長 29,000円/月				

5 特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	給料月額等		
	給料	(参考) 類似団体における最高/最低額	
給料	町長	840,000 円 ( 円)	854,000 円 / 399,000 円
	副町長	650,000 円 ( 円)	700,000 円 / 409,200 円
報酬	議長	290,000 円 ( 円)	420,000 円 / 230,000 円
	副議長	230,000 円 ( 円)	360,000 円 / 180,000 円
	議員	220,000 円 ( 円)	345,000 円 / 157,000 円
期末手当	町長 副町長	(25年度支給割合) 2.60 月分	
	議長 副議長 議員	(25年度支給割合) 2.75 月分	
退職手当	町長 副町長	(算定方式) 840,000円×48月×0.45 650,000円×48月×0.27	(1期の手当額) 18,144千円 8,424千円
	備考		(支給時期) 任期毎 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

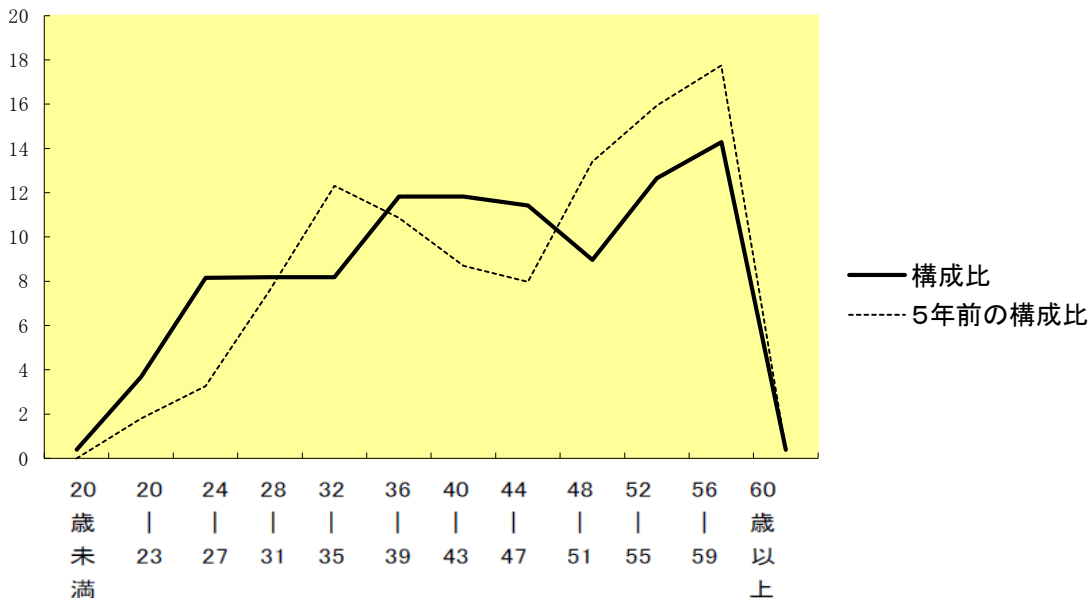
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	37	34	△ 3	職員配置の見直しによる減員
		税 務	9	9	0	
		民 生	72	75	3	職員配置の見直しによる増員
		衛 生	9	9	0	
		農林水産	11	8	△ 3	事務の見直しによる減員
		商 工	7	6	△ 1	事務の見直しによる減員
		土 木	10	9	△ 1	職員配置の見直しによる減員
	小 計	157	152	△ 5	<参考> 人口1万人当たりの職員数 77.89人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 70.03人)	
	教 育 部 門	48	45	△ 3	職員配置の見直しによる減員	
消 防 部 門	36	37	1	職員配置の見直しによる増員		
小 計	241	234	△ 2	<参考> 人口1万人当たりの職員数 119.4人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 89.01人)		
等 公 営 企 業 部 門	水 道	6	5	△ 1	職員配置の見直しによる減員	
	下 水 道	5	4	△ 1	職員配置の見直しによる減員	
	そ の 他	2	2	0		
	小 計	13	11	△ 2		
合 計		254 [ 330 ]	245 [ 330 ]	△ 9 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 125.03人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ] 内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)

(例) %



区 分	20歳 未満	20歳 〜 23歳	24歳 〜 27歳	28歳 〜 31歳	32歳 〜 35歳	36歳 〜 39歳	40歳 〜 43歳	44歳 〜 47歳	48歳 〜 51歳	52歳 〜 55歳	56歳 〜 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	9人	20人	20人	20人	29人	29人	28人	22人	31人	35人	1人	245人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門	区 分	2 1 年	2 2 年	2 3 年	2 4 年	2 5 年	2 6 年	過去 5 年間の 増減数 (率)
一般行政	職員数	167	161	162	157	157	152	—
	増 減		△ 6	1	△ 5	0	△ 5	△15 (△9.0%)
教 育	職員数	55	52	49	51	48	45	—
	増 減		△ 3	△ 3	2	△ 3	△ 3	△10 (△18.2%)
消 防	職員数	37	37	37	38	36	37	—
	増 減		0	0	1	△ 2	1	0 (0%)
公営企業 等会計	職員数	17	17	16	13	13	11	—
	増 減		0	△ 1	△ 3	0	△ 2	△6 (△35.3%)
総合計	職員数	276	267	264	259	254	245	—
	増 減		△ 9	△ 3	△ 5	△ 5	△ 9	△31 (△11.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数



## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	292,118	16,660	20,946	7.2	10.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費12,714千円を含まない。

区分	A	給与費				1人当たり		(参考) 市町村平均 1人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	千円	
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
25年度	6	23,566	1,498	8,596	33,660	5,610	6,123	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
永平寺町	51.0歳	286,822円	390,585円
団体平均	45.0歳	342,822円	509,358円
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

永平寺町			市町村平均 (一般行政職・団体平均等)		
1人当たり平均支給額 (25年度)			1人当たり平均支給額 (25年度)		
1,433 千円			1,456 千円		
(25年度支給割合)			(25年度支給割合)		
期末手当		勤勉手当	期末手当		勤勉手当
2.60月分		1.35月分	2.60月分		1.35月分
(1.45) 月分		(0.65) 月分	(1.45) 月分		(0.65) 月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
役職加算率 5~15%			役職加算率 5~20%		
			管理職加算率 15~25%		

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成26年4月1日現在)

永平寺町			市町村平均 (一般行政職・団体平均等)		
(支給率)			(支給率)		
自己都合		勸奨・定年	自己都合		勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%)		
(退職時特別昇給 制度なし)			(退職時特別昇給)		
1人当たり平均支給額 24,693 千円			1人当たり平均支給額 13,934 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当

支給実績			
支給職員1人当たり平均支給年額			
職員全体に占める手当支給職員の割合			
手当の種類			
手当の名称	主な支給対象者	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

エ 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	51 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	13 千円
支給実績 (24年度決算)	16 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	3 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 13,000円/月	同じ		744 千円	186,000円
	扶養親族1人 (配偶者なし) 11,000円/月	同じ			
	扶養親族1人 (配偶者あり) 6,500円/月	同じ			
	扶養親族のうち、16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子 (1人につき) 5,000円/月	同じ			
住 居 手 当	家賃55,000円以上 27,000円/月	同じ			
	借家の場合 家賃23,000円を超え55,000円未満 家賃額から23,000円を控除した額の1/2に11,000円を加えた額	同じ			
	家賃23,000円以下 家賃額から12,000円を控除した額	同じ			
通 勤 手 当	交通機関等の利用者 (通勤距離片道 2 km以上) 運賃等 (定期券) 相当額 (上限55,000円/月)	同じ		204 千円	51,000円
	乗用車等の使用者 (通勤距離 2 km以上) 通勤距離に応じ2,000円から26,200円まで				
管 理 職 手 当	課長・消防署長 42,000円/月	同じ		500 千円	499,464円
	参事・園長 29,000円/月				